丸忠物産有限会社 人材事業部（HR）
新様式の在留カード
外国人雇用状況届出 確認フローチェックリスト

更新日：2026-06-14
対象：受入企業の人事・総務／現場責任者／登録支援機関との連携担当
目的：2026/6/14以降の在留カード券面変更で起きる確認漏れを減らす

※本資料は公式一次情報に基づく一般整理です。
※個別案件では在留資格、雇用保険該当性、管轄窓口の運用等により扱いが変わることがあります。最終判断は

---

0. まず結論

---

1) 2026/6/14交付分から在留カードの券面が変わる
2) 外国人雇用状況届出で確認する項目の「位置」も変わる
3) 新旧カードが混在する前提で社内マニュアルを更新する
4) 読取アプリの更新漏れもあわせて確認する

すぐやること
- □ 古いカード画像入りの手順書を差し替える
- □ 現場に「何を確認するか」を再周知する
- □ 読取アプリ利用端末の更新状況を確認する

1. 公式一次情報で確認した重要日程

【運用開始】
・2026年6月14日
　└ 出入国在留管理庁の特定在留カード等Q&Aで運用開始日として案内

【交付申請】
・2026年6月15日（月）以降
　└ 地方出入国在留管理局では翌開庁日から交付申請が可能と案内

【厚労省の6月版周知】
・厚生労働省「外国人雇用は ルールを守って適正に」（令和8年6月版）
　└ 2026/6/14交付分から在留カードの券面変更
　└ 外国人雇用状況届出の確認項目の記載位置も変わる旨を明示

注意
・届出義務自体の有無より、現場の確認手順更新が主な実務差分
・新旧カードが混在するため、位置番号だけで教えない

2．受入企業が見直したい確認フロー

【A】入社時・離職時の確認
- □ 氏名
- □ 在留資格
- □ 在留期間（満了日）
- □ 生年月日
- □ 性別
- □ 国籍・地域
- □ 資格外活動許可の有無（必要な場合）
- □ 在留カード番号

【B】特定技能・特定活動の補完確認
- □ 特定技能の分野や特定活動の活動類型を、自社実務で別途確認するか決める
- □ 登録支援機関・行政書士等との役割分担を明文化する

【C】保存・共有
- □ 写し保管の要否を整理する
- □ 保存する場合は目的・期間・アクセス権限を明確化する
- □ 個人端末への保存禁止ルールを再周知する

3．現場で起きやすい詰まり

詰まり1：旧カードの見本しか手元にない
対応：新旧混在前提で、最新版リンクを常に見られる状態にする

詰まり2：読取アプリが古い
対応：6月10日以降の更新版が入っているか、利用端末ごとに確認する

詰まり3：特定技能の分野確認をどこまで残すか曖昧
対応：届出実務と、自社の採用管理・支援実務を分けて整理する

詰まり4：現場判断でカード画像を広く共有してしまう
対応：共有先・保管先・削除ルールを決める

4. 社内周知テンプレ

件名例：
在留カード確認手順の更新（2026/6/14交付分対応）

本文例：
2026年6月14日交付分から在留カードの券面が変更されます。
外国人雇用状況届出で確認する項目の位置も変わるため、
旧資料ではなく最新版の手順書・公式リンクを参照してください。

不明なカードを確認した場合は、現場判断で進めず、人事へ共有してください。
読取アプリを使う端末は、更新版が入っているかも確認をお願いします。

5. 公式一次情報

・厚生労働省：外国人の雇用
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html

・厚生労働省：外国人雇用は ルールを守って適正に（令和8年6月版）
https://www.mhlw.go.jp/content/001261965.pdf

・出入国在留管理庁：特定在留カード等交付申請について
https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html

・出入国在留管理庁：在留カードとは？
https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/whatzairyu.html

・出入国在留管理庁：在留カード等読取アプリケーション／失効情報照会 サポートページ
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html

免責
本資料は一般情報です。最終判断は最新の公式情報と個別事情で確認してください。